

茨城大学教育施設のバリアフリー改善策

有賀 絵理 (茨城大学地域総合研究所客員研究員)

1. はじめに

少子高齢化社会への進展につれて、「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」関連の事項が注目されるようになってきた。その原因の一つには、近年までに建てられた多くの施設が障害者や高齢者の利用を考慮してなかったことにある。施設利用者は、それぞれの暮らしの中で当たり前のように対応してきたが、高齢になるにつれ、または、障害を背負った時、その当たり前の利用が出来なくなる。そして、健常者も何時、障害者になるかわからない。障害と無関係である健常者も他人事ではない問題である。そこで、障害者と健常者が共用できる施設には、どのような設備条件が必要なのかを利用者側から検討してみた。

建築関係の改良基準としては、駅や周辺などに「交通バリアフリー法」(2000年11月施行)、病院など一定規模以上の公共施設のバリアフリー化を義務づけた「ハートビル法」(2002年7月改正)が施行されている。都道府県、市町村でも「福祉のまちづくり条例」に基づいて取り組んでいる例もある。茨城県でも、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」(1996年3月制定, 1997年1月施行, 2002年一部改正)が施行された。

また、介護や福祉に関するサービス基盤を整備するために「介護保険法」(2000年4月)や「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律

(福祉用具法)」(1993年)が制定された。

1979年都道府県に養護学校の設置が義務づけられ、心身障害者に適切な教育を実施するため設けられたが、近年、障害者も健常者と同じ地元学校への受け容れを要望する人や、大学進学相談者が増加している。

そこで、前回の研究結果を基礎とし、大学にはどのようなバリアフリー施設が望ましいかを茨城県立水戸養護学校と茨城県総合福祉会館などの先進的な施設条件も加えて検討する。その結果から、障害者にも開かれた大学教育施設の改善案を茨城大学を例として検討する。

2. 調査

障害者とは、① 身体障害者、② 知的障害者、③ 精神障害者の三障害を指す。その中で、身体障害者を主に考えた。

身体障害者は、肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害、内部障害に分類でき、人数は年々増加している(表1)。特に、肢体不自由者の数は、他障害よりも多く、常に全体の半分以上を占めている。

調査施設は、茨城県で全ての身体障害者が利用できる施設として茨城県総合福祉会館を2003年4月27日及び6月20日の2回、肢体不自由者対象の学校である茨城県立水戸養護学校を2003年4月25

表1 身体障害者数

年次	総数	肢体不自由	視覚障害	聴覚・言語障害	内部障害	重複障害(再掲)
1980年	1,977 (100.0)	1,127 (57.0)	336 (17.0)	317 (16.0)	197 (10.0)	150
1987年	2,413 (100.0)	1,460 (60.5)	307 (12.7)	354 (14.7)	292 (12.1)	156
1991年	2,722 (100.0)	1,553 (57.1)	353 (13.0)	358 (13.2)	458 (16.8)	121
1996年	2,933 (100.0)	1,657 (56.5)	305 (10.4)	350 (11.9)	621 (21.2)	179

*単位:千人,(単位:%)

*厚生労働省「身体障害者実態調査」(平成8年)から一部抜粋

日、6月30日、7月18日の3回、電動車椅子で行なった。

前回の【大学施設のバリアフリーの現状と課題(有賀ほか, 2003)】でも主張したように、基礎となるのは意識上のバリアであるが、その意識のバリアの基盤となるのがアクセスである。アクセスとは、その建物自体に入れるか否かである。4つのバリアを解消する以前に、アクセス可能な事が重要である。入構が不可能ならば、その中の設備が整っていたとしても意味がない。モデルの三角錐は、障害の種類やその障害の程度によって、または、時と場合によって異なることを表現した。見る方向・角度・人によって、その時、存在するバリアの内容が変化する。よって、4つのバリアの土台にアクセスを加えた。その上に4つのバリアフリーが検討される(図1)。

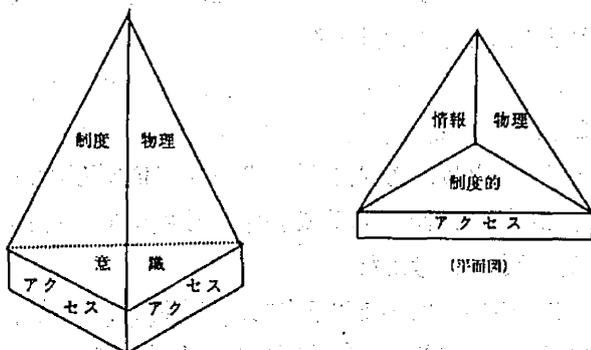


図1 アクセスと4つのバリアの相互関係

4つのバリアは、前回と同様、内閣府が制定した内容であり、「物理的バリア」、「制度的バリア」、「情報のバリア」、「意識上のバリア」である。アクセスの次には、意識上のバリア、さらには、物理的バリア・制度的バリア・情報のバリアがある。評価項目の4つのバリアは、図1を基礎とするので、物理的バリア・制度的バリア・情報のバリアの全項目が意識上のバリアになる。アクセスと4つのバリア基準とによって評価する(図2)。

物理的バリアは段差などの障害物を指すので、車椅子や歩行器など移動補助機器を使用する障害者や高齢者にとって大きなバリアとなる。そのため、評価項目も、移動困難者の立場で考慮したものが多。

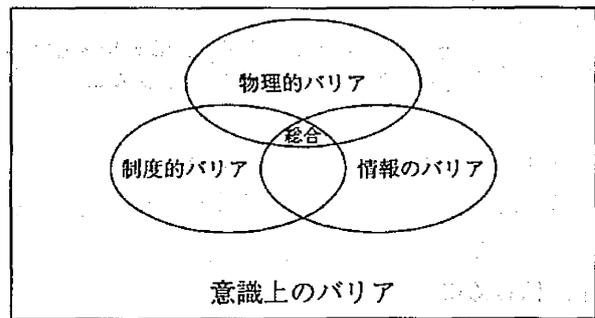


図2 基準

制度的バリアは、国や都道府県、市町村が必要に応じて決めた制度に基づくため、重要な項目が含まれる。

情報のバリアは、生活上で、最も情報を必要としているのは視覚障害者、または聴覚・言語障害者であるため、主に、視聴覚障害者関連の項目が多い。

意識上のバリアは、物理、制度、情報、どの場合にも関係する。よって、全項目を意識上のバリア項目とする。

トイレ(図3)、エレベーター(図4)、部屋または教室(図5)、敷地内の通路または廊下(図6)、主出入口(図7)の項目は、前回とほぼ同様ではあるが、参考文献や前回の論文発表後に気づいた点、周囲の人々からのご助言などを考慮して評価内容を再検討した。

評価項目の中でも、トイレは障害者にとっては最も重要である。見知らぬ場所へ出掛ける際も、必ず尋ねることはトイレの有無である。しかし、まだまだ現状は設備されていない、備えてあっても健常者プランの構造であるため、便座の前に水道があるなどと使いづらいケースが多い。そのような内容についても考慮したため、他の設備よりも項目が多くなった(図3)。

各施設のバリアフリー評価から、施設のバリアフリーからユニバーサルデザインになるための改善内容を提案する。

3. バリアフリーとユニバーサルデザイン

バリアフリーとは、アクセスが不可能だったり、障壁があるなどから、それを取り除くために解決・

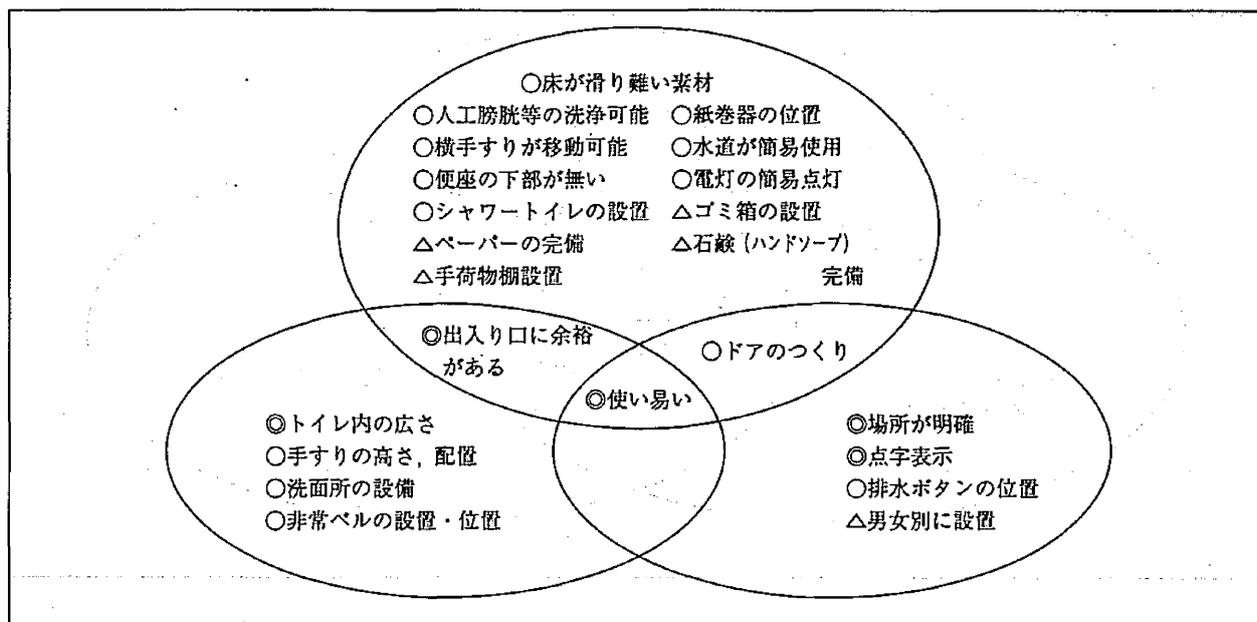


図3 トイレの評価項目

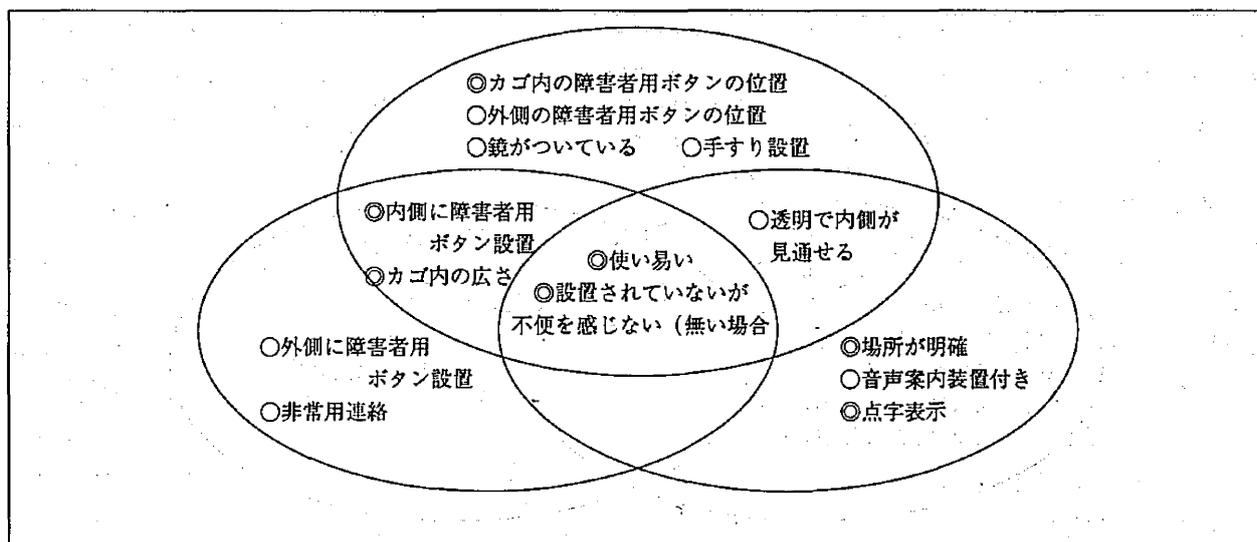


図4 エレベーターの評価項目

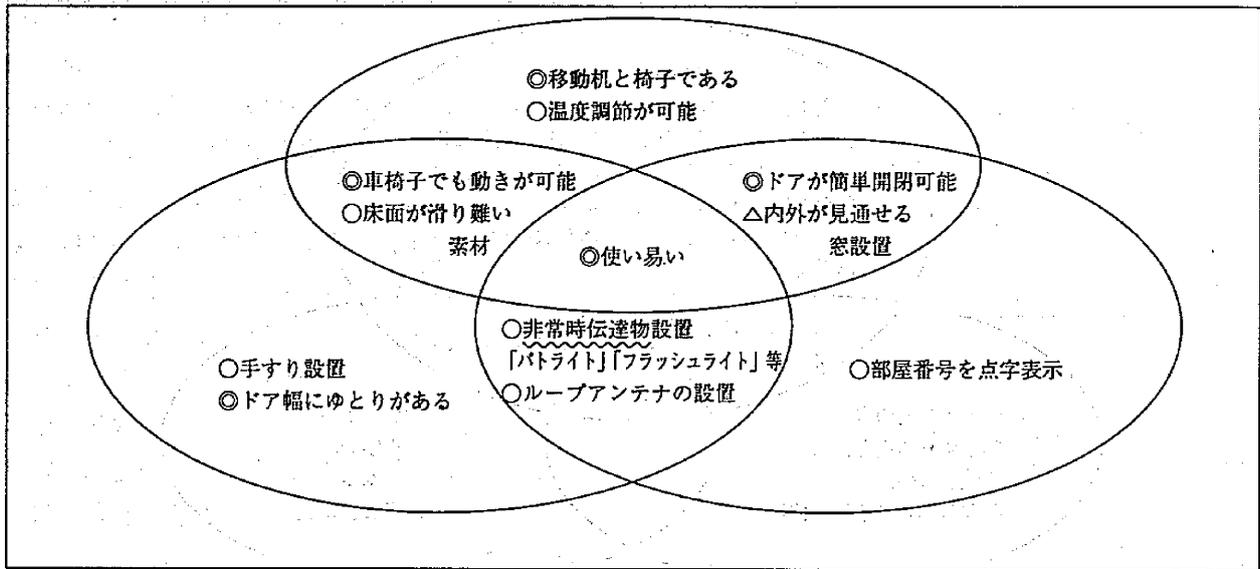


図5 部屋(教室)の評価項目

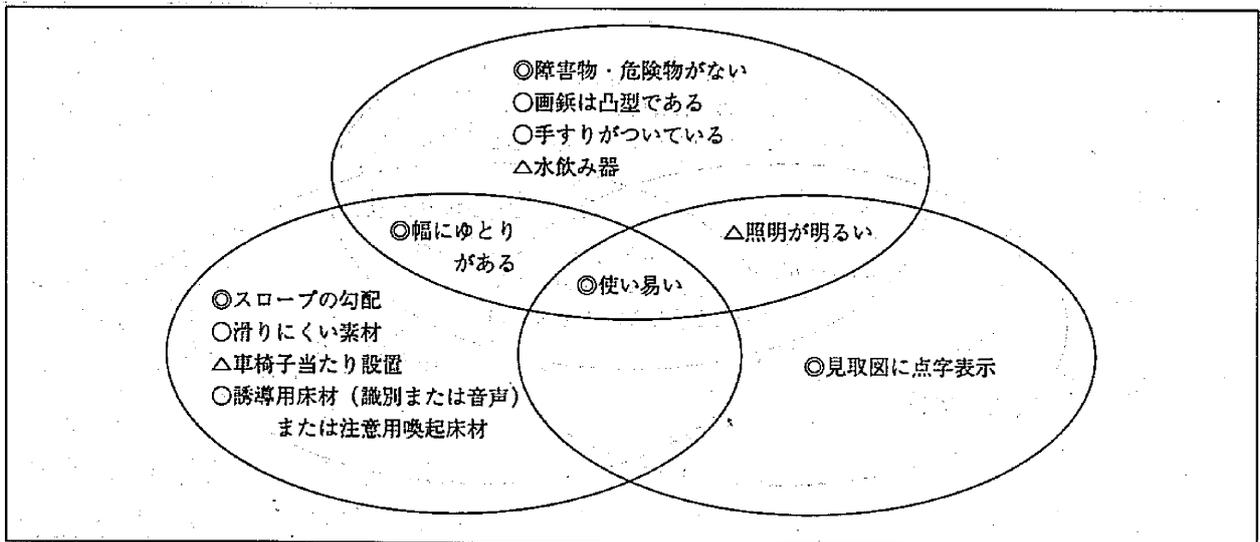


図6 敷地内の通路(または廊下)の評価項目

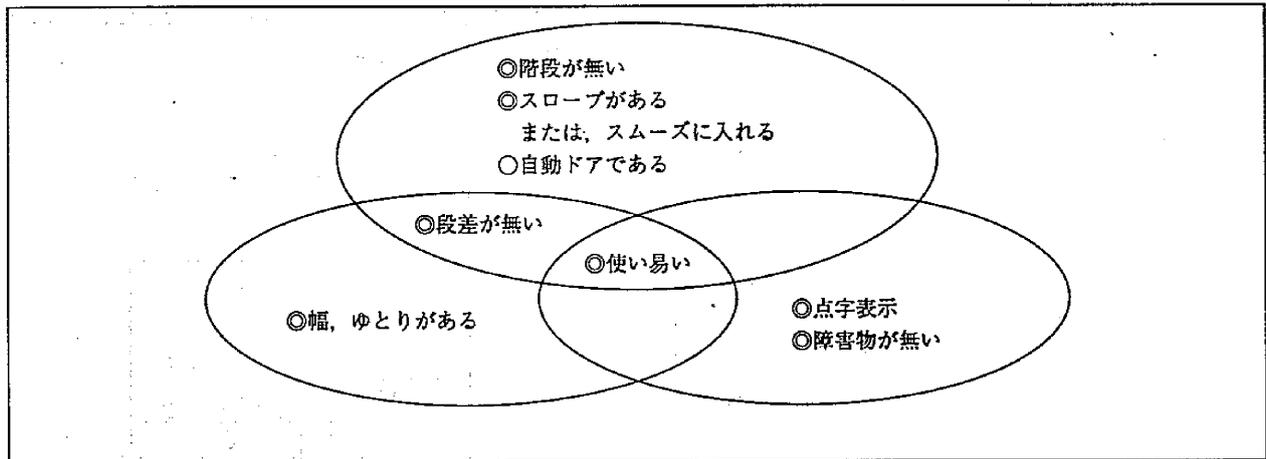


図7 主出入口の評価項目

改善することである。これまでの建築物の大部分はバリアだらけである。その対策として、バリアフリーが取上げられてきた。しかし、今は、ユニバーサルデザインという用語の方を耳にする機会が多い。そのユニバーサルデザインとは、アメリカ合衆国が制定したADA法（Americans with Disabilities Act, 1990年7月）から広がり、ロン・メイス他によって提案された（1994年）。建設段階から、誰もが全て利用できる「バリアのない」状態のことである。

いわゆるユニバーサルデザインの建築物ならば、どこも改築・改善しなくても使用できる。そのため、先進国ではユニバーサルデザインが主流になっている。

アメリカ合衆国やヨーロッパ連合（EU）などは、バリアフリーが当たり前になっているため、ユニバーサルデザインが言われている。しかし、日本はまだバリアフリーも解決していない。だからこそ、バリアフリーからユニバーサルデザインを主張する。

4. 茨城県総合福祉会館及び茨城県立水戸養護学校の特徴的な設備

茨城県総合福祉会館では、二階から上の階に点字ブロックはないが、手すりの端に点字案内が設置されている（写真1）。これは、車椅子利用者にとって、床に点字ブロックがついていると移動

しにくかったり、振動障害が辛いこともあるから良い設備である。また、電話ボックスには点字用電話帳の備えや、トイレの荷物置きがある上、電気スイッチの位置が低く、タッチ式であるので筋力不足や不随意運動者などにも使いやすい。案内板に、色別や点字表示があるなど、全ての身体障害者にとって利用しやすい施設である。よくを云えば、改良点としては、音楽室のスロープ上の傾斜をゆるやかに、エレベーター内のボタンを真中に設置した上で、もう少しスペースが広いと最良である。また、非常時のエレベーター停止時、車椅子使用者の避難が困難である。その対策としては、非常用スロープを取り入れると良いであろう（写真2）。このような改善点もいくつか提案出来るが、現状でも良く整えられた設備である。

茨城県立水戸養護学校は肢体不自由者の学校であるため、筆者のような肢体不自由者にとっては整備されている。非常時は、非常用スロープがあるので、エレベーターが停止しても避難可能である。あえて提言するならば、施設の情報面が不足している。これは、福祉会館で整備されていたような手すりの点字表示が望まれる。しかし、肢体不自由者対象という点から情報面からあまり要求がないのであろう。反対に、茨城県総合福祉会館は、利用者全体を考慮した構造設備が整えられ求めている（図1）。

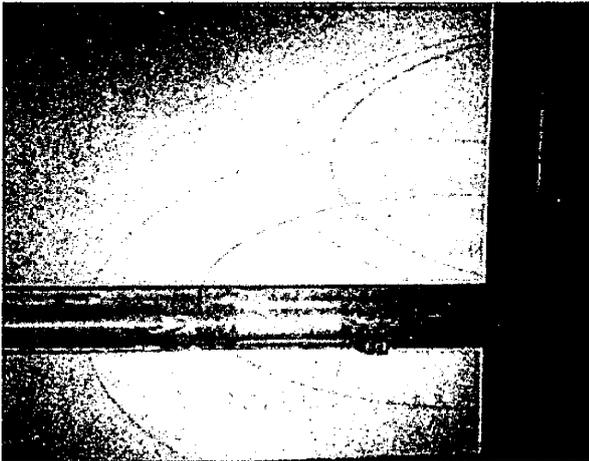


写真1 点字案内付き手すり



写真2 非常用スロープ

5. 実体験による茨城大学の施設評価

茨城大学在学中使用した施設を、実体験から評価する。

使用した施設は、共通教育棟1号館、共通教育棟2号館、教育学部A棟、教育学部B棟、教育学部D棟、人文学部講義棟、保健センター、本部(学生部など)、講堂、図書館、体育館、生協の12施設である。

【施設のバリアフリー内容の度合い(質)×使用頻度(量)=ランク(総合評価)】として、施設を総合的に評価する。

総合評価は1・2・3・4・5の5段階で主に表示する。総合評価は質と量を乗算した結果をランク付けした(表2)。段階1は、肢体不自由者が利用しやすい、茨城県立水戸養護学校レベルにある。段階2は、少々不便な点はあるが、当事者の工夫次第、または介助者1人で可能な施設である。段階3は不便さを感じるが、1~2人の介助者、または付近の人の協力次第で利用できる。段階4になると、時と場合によっては4~6人の介

助者が必要とする施設である。段階5は、常に介助者が4~6人必要である。

表2 総合評価

段階	総合ランク
1	A a
2	A b, B a
2'	B b
3	A c, C a
3'	B c, C b
4	C c
5	A d, D a
5'	B d, D b
5''	D c, c D
5'''	D d

「質」はトイレ・エレベーター・廊下・教室・出入口の有無または利用可否から、それらの質を○, △, ×で表現した。△より○が多く×がない施設はA, ○より△が多かったり、または×が1つある場合はB, ×が2つでC, ×が3つ以上をDとする。

「量」は使用頻度から、毎日のように頻繁に使用するはa, 時々使用はb, あまり使用しないはc, 使用がほとんどないけど使用したことがあるをdとした。

5-1 現状

私が受講の際に使用した講義室の量的割合を円グラフで示した(図8)。その結果と大学生活を組み合わせた結果の利用頻度(量)を数値化した(表4)。

結果、介助者が必要とする段階3と段階4の施設が多く、段階5もあり、現状の改善が強く望まれる(表3)。

質量共に総合評価A aの段階1は教育学部A棟である。量では、電動車椅子の保管場所があったり、掲示板を確認、もちろん、環境科学実験などの講義でも利用した。また、ドアを開けるのが困難だと、自然に足が遠のいてしまう出入口も、1階は全面スロープになっているため、「スロープ

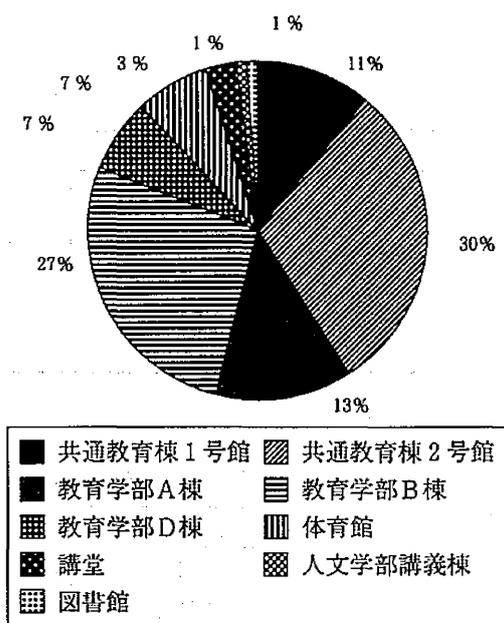


図8 講義で使用施設

がないから別の道を通らなければ…」という心配や、スロープ上で人が立ち話しなどをしている「すみません」と言う必要がなく、自分の判断で通行可能な唯一の施設であった。そして、障害者にとって心配なトイレもエレベーターも比較的使用しやすい構造であった。しかし、2階より上階の研究室前廊下は荷物によって狭く、消防法にも違反する危険な状態である。それに対し、同建物1階のロビーは広く、入口近くには、屋根付きの障害者用駐車場が設備されるなど、大学当局の配慮がされている。

また、筆者の卒業した教育学部人間環境教育課程環境コースの必要履修科目と単位数は124単位であり、そのうち、教養科目は26単位、専門科目は78単位、その他自由履修として20単位を必要とした(表5)。このうち、教養科目の共通基礎科目の情報関連(2単位)および主題別ゼミナール(2単位)は定められたクラスで履修し、専門科目の特別演習(6単位)および卒業研究(4単位)は各研究室に定められる。よって、選択可能な授業は、教養科目では外国語、健康・スポーツ、分

表4 施設使用頻度

施設	講義で使用	
	頻度	回数
共通教育棟1号館	8	
共通教育棟2号館	21	
教育学部A棟	9	
教育学部B棟	19	
教育学部D棟	5	
体育館	5	
講堂	2	
人文学部講義棟	1	
図書館	1	
生活協同組合		
保健センター		
本部		

表3 現状での質量評価

使用施設	質		総合評価
	ト・工・廊・室・入口	評価	
共通教育棟1号館	×・×・○・△・○	C	質×量(順位) Ca(3)
共通教育棟2号館	○・△・○・△・△	B	Ba(2)
教育学部A棟	○・○・△・○・○	A	Aa(1)
教育学部B棟	△・○・△・△・△	B	Ba(2)
教育学部D棟	○・×・○・△・○	C	Cb(3')
人文学部講義棟	△・○・○・○・△	B	Bc(3')
保健センター	×・×・△・△・△	C	Cc(4)
本部	×・×・○・△・△	C	Cc(4)
生活協同組合	×・×・○・○・○	C	Ca(3)
図書館	△・×・△・△・○	C	Cc(4)
体育館	×・×・○・○・○	C	Cb(3')
講堂	×・×・○・△・×	D	Dc(5')

野別科目である人文、社会、自然、総合科目、専門科目では共通、コースである。それぞれ選択可能な授業が開講される施設で車椅子使用者の利用可能な割合を示した(表6)。教養は主に共通教育棟2号館で開講されるが、共通教育棟1号館や、理学部棟での開講もみられるため、すべてが100%ではない。専門科目では、入学前にエレベーターなどの設置がされていたため、学内での講義はほぼ可能である。

表5 教育学部人間環境教育課程環境コースに必要な単位数

表5-1 教養科目

教 養 科 目							計
共 通 基 礎 科 目			主 題 別 科 目			教養科目選択履修 主題別科目から (主ゼミを除く)	
			分野別科目	総合科目	主題別ゼミナール		
外国語	健康・スポーツ	情報関連	人文・社会・自然	総合科目	主題別ゼミナール	2単位	26
6単位	2単位	2単位	各2単位以上8単位	4単位	2単位	2単位	
10単位			14単位				

*表7 教育学部の教養科目履修基準から抜粋

表5-2 専門科目

専 門 科 目				計
共 通	コ ー ス	特別演習	卒 業 研 究	
16単位	52単位	6単位	4単位	78単位

表5-3 自由履修

そ の 他
自由履修
20単位

5-2 改善案

現在の施設をいかにバリアフリー、そしてユニバーサルデザインに近づけるかを考える。建て直しや、改築はなかなか困難であり、かなりの費用と土地を必要とする。そこで、福祉用具の導入を提案する。福祉用具も最近はさまざまな用途に応じ、多数の用具が利用できる。福祉用具によって、少しでもバリアフリーに近づける事が可能ならば、障害者の使用困難も軽減でき、費用削減にも繋がる。福祉用具とは、障害者自身または介助者が日常生活をする上での困難を補う器具である。また、貸与可能な福祉用具についても調べた。

貸与可能な福祉用具は、車椅子(自走用標準型、介助用標準型、普通型電動車椅子)車椅子と一体となって利用する車椅子付属品(車椅子用テーブル等)、特殊寝台(付属品も含む)、褥瘡予防具、体位変換器、手すり・段差解消機・スロープ(工事不可のもの)、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト(吊り具部分を除く)である。トイレ等排泄関係の用具などは、貸与不可能である。福祉用具を貸与する場合、購入額の約一割が自己負担となっている場合が多い。

5-3 総合評価

現状での評価と福祉用具を導入した際の評価で

は、どれ位上昇するかを検討した。現状とは論者が使用した結果であり、福祉用具の導入とは仮定の評価である。

福祉用具を導入した場合の量は、aまたはbとなってcやdがなくなる。aとは講義室や生協など学生生活の主とする施設、bとは保健センターや講堂などである。

結果、福祉用具の導入により、段階4または段階5の介助者が数人必要とする施設はなくなり、ほとんどの大学施設が当事者自身で利用可能になる(表7)。

まだ、教育学部人間環境教育課程環境コースの必要な単位の場合であるが、開講されている施設での車椅子使用者の利用可能な割合は福祉用具の導入によって、各々の講義に対して100%に近づく。

よって、福祉用具を導入することにより、利用可能な施設が拡大し、もっと、有意義なキャンパスライフを送ることが可能になるであろう。

大学のような施設には、出入口の階段や段差があるケースを解消する「段差解消機」や「スロープ」、「階段昇降機」などの福祉機器の備えによって、かなりバリアフリーに近づく(表8)。とくに、工事を必要としないものならば、工事費も必要とせず、施設躯体を傷つけないという利点があ

表 6 開講されている施設での車椅子使用者履修可能率

表 6-1 教養科目

	授業題目	割合	科目	割合
外	英 語 I	50% (4/8)	IC	66.6% (2/3)
			EC	33.3% (1/3)
			TR	50% (1/2)
	英 語 II	71.4% (5/7)	IC	50% (1/2)
			EC	100% (1/1)
			TR	66.6% (2/3)
	英 語 III	100% (4/4)	IC	100% (1/1)
			EC	100% (1/1)
			TR	100% (2/2)
国	独 語 I	60% (3/5)		
	独 語 II	60% (3/5)		
	独 語 III	100% (1/1)		
	独 語 IV	0% (0/1)		
	仏 語 I	75% (3/4)		
	仏 語 II	75% (3/4)		
	仏 語 III	100% (1/1)		
	仏 語 IV	0% (0/1)		
	中国語 I	100% (5/5)		
	中国語 II	100% (5/5)		
	中国語 III	0% (0/2)		
	中国語 IV	0% (0/1)		
	露 語 I	0% (0/1)		
	露 語 II	0% (0/1)		
	露 語 III	0% (0/1)		
	朝鮮語 I	100% (1/1)		
	朝鮮語 II	0% (0/1)		
	朝鮮語 III	0% (0/1)		
	朝鮮語 IV	0% (0/1)		
	スペイン語 I	50% (1/2)		
スペイン語 II	100% (2/2)			
スペイン語 III	100% (1/1)			
人	1 年次 (前期)	92% (23/25)		
		(後期)	100% (23/23)	
	2 年次 (前期)	92% (35/37)		
		(後期)	100% (23/23)	
社	1 年次 (前期)	100% (10/10)		
		(後期)	100% (7/7)	
	2 年次 (前期)	100% (28/28)		
		(後期)	100% (19/19)	
自	1 年次 (前期)	100% (13/13)		
		(後期)	90.9% (10/11)	
	2 年次 (前期)	97% (33/34)		
		(後期)	90.9% (31/32)	
総	1 年次 (前期)	96.5% (28/29)		
		(後期)	100% (25/25)	
	2 年次 (前期)	93.3% (28/30)		
		(後期)	100% (25/25)	

表 6-2 専門科目

科 目	割 合
共 通	87.8% (29/33)
コ ー ス	85.7% (60/70)

る。

スロープは、レール状と平面状、折りたたみ式、伸縮式、ミニスロープの5形状があるが、大学等の施設には、さまざまな障害を考慮し、比較的丈夫な平面状が良い。また、段差解消機は、屋内外の狭いスペースで大きな段差を解消する垂直移動装置、屋外や玄関等で使用する場合は防湿型であるのが不可欠である。

① 自動ドア以外の非常口などの出入口が階段である場合

段差解消機やスロープの設置により、バリアフリー度が上昇する。茨城大学の施設では、共通教育棟2号館、人文学部講義棟、本部があげられる。

② エレベーターが設置されてい

い施設

茨城大学では、共通教育棟1号館、図書館、

表7 現状での質量評価

使用施設	用 具		総合評価 質×量(順位)
	ト・工・廊・室・入口	評価	
共通教育棟1号館	×・○・○・△・○	B	Ba(2)
共通教育棟2号館	○・△・○・△・○	A	Aa(1)
教育学部A棟	○・○・△・○・○	A	Aa(1)
教育学部B棟	△・○・△・△・△	B	Ba(2)
教育学部D棟	○・○・○・△・○	B	Ba(2)
人文学部講義棟	△・○・○・○・○	A	Aa(1)
保健センター	×・○・△・△・△	B	Bb(2')
本 部	×・○・○・△・○	B	Bb(2')
生 協	×・○・○・○・○	B	Ba(2)
図 書 館	△・○・△・△・○	A	Ab(2)
体 育 館	×・×・○・○・○	C	Cb(3')
講 堂	×・○・○・△・△	C	Cb(3')

表8 大学施設に必要な福祉用具

名称	タイプ	特 徴
ス ロ ー プ	平 面 状	車輪が大きい車椅子等も幅関係なく通れる。
	レ ー ル 状	車輪の通る幅が狭く、直進の際により力が必要。
	折りたたみ式	持ち運びが可能。
	伸 縮 式	持ち運びが可能。
	ミニスロープ	利便性に乏しい。
段 差 解 消 機	手 動 式	介助者や周囲の人がハンドルや足踏みペダルを操作して動かす。 約500~1,300mmまでの昇降が可能。 電動式に比べ安価。電源や充電が必要ない。 操作負担が大きい。
	電 動 式	操作が本人にも可能。 介助者の負担が軽減。 価格が高い。 約500~1,300mmまでの昇降が可能。
階 段 昇 降 機	固定型(いす型)	利用者自身または介助者がスイッチにより操作。 段階の段板にレールを固定。 座位保持可能な人。 いす座面への移乗動作可能な人。 狭い階段では、他人が階段を昇降するのに妨げになる。 車椅子使用者の場合、車椅子を上下階に1台づつ用意すると上げ下ろしの手間が省ける。
	可搬型(介助型)	いす式に比べて安価。 車椅子を装着したまま移動可能。 介助者が必要。 バッテリー充電式。

生協、保健センター、地域総合研究所などである。このような施設には「可搬式（介助式）階段昇降機」を備えておくと便利である。

可搬式（介助式）階段昇降機は、電動車椅子のように重量がある車椅子も昇降可能という利点があるが、介助者が必要という手間がある。これには、意識が重要であると示唆する。専門科目でも入学前にエレベーターなどの設置がされていたため、学内での講義は可能となっているが、フィールドでは、やはり意識が重要である。また、福祉用具の導入だけでは変化がない施設もある。これも意識が問題であり、改善策でもある。廊下の荷物の整理、スロープや通路付近の放置自転車の減少など意識のバリアフリーこそがバリアフリーの向上に繋がる。

今後、新たに建設する公共施設は、ユニバーサルデザインが基本条件となる。これによって、障害者も健常者も隔たりなく、大学での受講が可能となる。これは、大学にとどまらず、障害者自身が養護学校以外の健常者と一緒の学校へ進学する場合にも適用可能である。

6. まとめ

今は、その施設がバリアだらけであっても、万人が共用できるように、一つ一つを解決・改善した地道な積み重ねが、バリアフリーを実現する。そして、バリアフリーに改善された施設が次の利用者にとっては、バリアが無い状態での利用可能になるため、ユニバーサルデザインの建物となる。いかに、バリアフリーが重要であり、次に繋がる大きなステップであるかが理解できる。また、福祉用具の導入により、かなりの施設が改善されるが、さらにバリアフリーに近づかせるには意識改革が重要であることが改めて認識できた。今後、多くの進学希望障害者を受け容れる体制整備によって、大学を社会に開放した組織として発展させるチャンスともなる。養護学校だけが障害者の学校ではなく、他の学校や施設もすべての人が利用可能である世の中になっていかななくてはならない。その一番の解決法は、意識のバリアフリー改善で

あり、意識のバリアフリーが達成されたとき、「障害者」という言葉も消え、障害者と健常者との隔たりもなくなる。

そして、不可能を可能に近づけるのは、意志の強さであり、最後まで諦めないという気持ちをもつことでもある。

茨城大学に在学した四年間、車椅子使用者は筆者一人だけであったが、エレベーターの増設や出入口のスロープ設置など、大学当局の受け入れ条件は入学前に実施されていた。また、必修カリキュラムの身体活動では筆者でも可能なものに、専門講義でも、場合によっては講義室の変更、実験やフィールド調査では周囲からの配慮、また、放置自転車の改善対策などで支援してくれた。数々の障害を乗り越えて、ハンディを背負う筆者も卒業出来た。それには、周囲の人々の献身的な支えも卒業に至るまでの大きな力であった。誰もが得意・不得意があるように、困難を不得意の一種と発想転換により、可能な研究テーマとその奥行きを豊かにする新たな発見も出来た。その研究のたのしさと学ぶ喜びをお教えくださった大嶋和雄先生、そして、学友の協力、そして、自分の自由な時間を割いて常に付き添ってくれた母などである。とても恵まれた環境があったからこそ、論文が書ける今の自分もいる。

最後に、重度身体障害者である自分を入学許可してくれた茨城大学こそが、意識のバリアフリーを実現する大学の先駆的モデルとして発展することを期待する。

謝 辞

茨城大学地域総合研究所客員研究員として、研究の場を与えてくださった所長 斎藤義則先生をはじめ、関係者各位に感謝する。

本研究を進めるに際し、茨城大学 大嶋和雄先生、田中勝美先生、長谷川幸介先生、茨城県立水戸養護学校 内田源一校長、鶴田勝利教頭、荒原典夫教頭、同教諭 富永章子先生、茨城県総合福祉会館副参事兼副館長 安嶋彰良氏、関係者の皆さまにもご協力いただいた。福祉用具に関しては、

ライフサポート水戸代表 井上安博氏にご教示いただいた。調査研究全般には、母（敏子）に支えていただいた。

記して感謝の意を表する。

参考・引用文献

- ・有賀絵理・大嶋和雄 (2003) : 大学施設のバリアフリーの現状と課題
- ・茨城大学大学教育研究開発センター (2003) : 教養科目履修案内
- ・茨城大学教育学部 (2003) : 授業科目一覧および授業時間割
- ・茨城県 (2002) : 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル
- ・国立大学協会調査 : <http://www.kokudaikyo.gr.jp/chosa/txt/h13-6/01-04-01.html>
- ・古瀬敏 (1997) : バリアフリーの時代
- ・高齢者住環境研究所 (1999) : ちょっとしたリフォームでバリアフリー住宅
- ・町田ひろ子 (2001) : 福祉住環境コーディネーターになる本
- ・内閣府編 (2001) : 平成13年版障害者白書
- ・内閣府大臣官房政府広報室 (2001) : 障害者に関する世論調査
- ・仲村優一・一番ヶ瀬康子 (2000) : 世界の社会福祉7 日本
- ・NPO 法人ゆにばっぶ 芳村幸司 (2001) : 福祉住環境コーディネーター住宅改修実例集
- ・新日軽21エクステリア会 (2000) : 高齢者と家族のためのユニバーサルエクステリア
- ・高嶋健夫 (2002) : だれにとっても使いやすいバリアフリー生活用100選
- ・竹前栄治・障害者政策研究会 (2002) : 障害者政策の国際比較